

2016年3月25日 全20頁

開示書類の虚偽記載等と金融商品取引法

①課徴金・刑事罰

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 昨今、日本を代表する大手企業による開示書類の虚偽記載が話題となっている。
- (上場) 企業が有価証券による資金調達を行う場合には、金融商品取引法、会社法及び取引所上場規則等に基づき、発行企業の財務状況や当該有価証券の内容等について、投資家に開示(ディスクロージャー)することが求められている。
- 金融商品取引法に基づく開示制度は、投資者の合理的な投資判断に資することを目的とする。そして、開示書類に虚偽記載等が存在した場合の規制として、課徴金、刑事罰(懲役・罰金)、民事責任(損害賠償)及び行政処分(業務停止命令等)を定めている。
- 本レポートでは、金融商品取引法に基づく上記の各規制について解説する。

目次

一. はじめに.....	2
二. 金商法上の開示制度.....	3
1. 開示書類の記載内容.....	3
2. 具体例—有価証券報告書(第三号様式).....	3
三. 各規制の概要.....	4
1. 課徴金制度.....	4
2. 刑事罰.....	4
3. 民事責任.....	5
4. 行政処分.....	5
四. 課徴金制度.....	6
1. 概要.....	6

2. 各論.....	6
(1) 発行開示の場合.....	6
(2) 継続開示の場合.....	8
3. 課徴金賦課手続.....	9
(1) 概要.....	9
(2) 第一段階：審判手続開始決定まで（①～③）.....	10
(3) 第二段階：審判手続及び決定案の作成・提出（④～⑤）.....	11
(4) 第三段階：処分の決定及び決定後の手続（⑥～⑦）.....	13
五. 刑事罰.....	13
1. 概要.....	13
2. 各論.....	14
(1) 発行開示の場合.....	14
(2) 継続開示の場合.....	14
3. 犯則調査及び告発.....	15
六. 課徴金制度の調整規定.....	16
1. 複数の課徴金賦課.....	16
(1) 概要.....	16
(2) 同時決定の場合.....	17
(3) 異時決定の場合.....	17
2. 早期申告による減算.....	17
3. 再度の違反による加算.....	18
4. 罰金との調整.....	19

一. はじめに

昨今、日本を代表する大手企業が開示書類に虚偽の内容を記載していたことが判明し、大きな話題となっている。

今回のレポートでは、金融商品取引法（以下、金商法）に基づく開示書類¹に虚偽記載等がある場合の同法上の各規制に関して、解説を試みることにする²。

¹ 企業の情報開示については、金商法のほか、会社法及び取引所上場規則に基づく開示制度があり、各制度の開示内容が一部重複していることから、統合的開示が議論されてきた。現在、金融審議会のディスクロージャー・ワーキンググループにおいて検討がされているところである。また、同ワーキンググループの議論については、弊社レポート・吉井一洋「アナリスト受難の時代へ？—決算短信大幅簡素化、FDルールを導入？」(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20160307_010702.html)も参照されたい。

² 金商法上、開示書類については、虚偽記載等の場合だけでなく、不提出の場合（不開示）についても規制が設

二. 金商法上の開示制度

1. 開示書類の記載内容

企業が有価証券³の募集又は売出し⁴による資金調達を行う場合には、金商法に基づき、投資家の投資判断に資するため、当該有価証券の発行時（発行開示）及び流通時（継続開示・流通開示）において、発行企業の財務状況や当該有価証券の内容等について、投資家に開示することが求められている。

開示すべき書類、記載内容及び添付書類については、金商法（第2章）及び同法の委任を受けた「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、開示府令）に定められている。

2. 具体例—有価証券報告書（第三号様式⁵）

例えば、内国会社が上場有価証券（特定上場有価証券を除く）を発行する場合、原則として、当該発行会社は「有価証券報告書」を提出する必要がある、当該報告書には、事業年度ごとに、当該会社の商号、所属企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして開示府令で定める事項を記載することとされている（法24条1項）。

そして開示府令は、当該報告書を「第三号様式」により作成することを定めている（開示府令15条1号イ）。同様式は、非財務情報として「第1 企業の概況」、「第2 事業の状況」等の記載を定めるほか、財務情報として「第5 経理の状況」において財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表）等⁶を記載することとしている。

これらの書類に虚偽の記載等があった場合は、金商法上の規制の適用を受けることになる。

また、有価証券報告書には、添付書類として、発行会社の定款のほか、会社法上の「計算書

けられているが、今回は虚偽記載等に関する解説にとどめ、言及しないこととする。また、開示書類についても、目論見書及び金商法25条に定める縦覧書類のうち有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び臨時報告書に限って解説する。なお、同条の定める縦覧書類としては、他に有価証券報告書等の記載内容に係る確認書、内部統制報告書、自己株券買付状況報告書及び親会社等状況報告書（各書類の添付書類及び訂正書類を含む）がある。

³ 金商法2条1項各号に定める有価証券及び同条2項に定めるみなし有価証券をいう。

⁴ 有価証券の「募集」とは、新規発行有価証券の取得の申込みの勧誘をいい（法2条3項）、「売出し」とは、既発行有価証券の取得の申込みの勧誘をいう（同条4項）。

⁵ 様式については開示府令に規定があるほか、金融庁ウェブサイトの様式一覧表が掲載されている（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/13/kinyu/f-20020426-2/yousiki.htm>）。

⁶ 「第5 経理の状況」の財務計算に関する書類は、一般に公正妥当と認められる方法として内閣府令（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等）で定められた方法で作成する必要がある（法193条）。上場会社等の場合は公認会計士又は監査法人の監査証明（監査報告書による）が必要である（同193条の2）。なお、公認会計士法では、故意又は相当の注意を怠って虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した公認会計士・監査法人に対し、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）は行政処分（戒告、業務停止、登録抹消、業務管理体制改善及び解散）を行うことができ（公認会計士法30条・29条、34条の21）、かつ課徴金の納付を命じなければならない（同法31条の2、34条の21の2）旨が定められている。

類」及び「事業報告」の添付が必要である（法 24 条 6 項・開示府令 17 条 1 号ロ・会社法 438 条 1 項）。「計算書類」とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表をいう（会社法 435 条 2 項・会社計算規則 59 条 1 項）。

これら添付書類に虚偽の記載等があった場合も、金商法上の規制の適用を受けることになる。

図表 1 第三号様式

<p>第一部【企業情報】</p> <p>第1【企業の概況】</p> <p>1【主要な経営指標等の推移】</p> <p>2【沿革】</p> <p>3【事業の内容】</p> <p>4【関係会社の状況】</p> <p>5【従業員の状況】</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1【業績等の概要】</p> <p>2【生産、受注及び販売の状況】</p> <p>3【対処すべき課題】</p> <p>4【事業等のリスク】</p> <p>5【経営上の重要な契約等】</p> <p>6【研究開発活動】</p> <p>7【財政状態、経営】</p> <p>第3【設備の状況】(略)</p> <p>第4【提出会社の状況】</p> <p>1【株式等の状況】</p> <p>2【自己株式の取得等の状況】</p> <p>3【配当政策】</p> <p>4【株価の推移】</p> <p>5【役員の状況】</p> <p>6【コーポレート・ガバナンスの状況等】</p>	<p>第5【経理の状況】</p> <p>1【連結財務諸表等】</p> <p>1【連結財務諸表】^(注)</p> <p>(1)【連結財務諸表】</p> <p>①【連結貸借対照表】</p> <p>②【連結損益計算書】</p> <p>③【連結株主資本等変動計算書】</p> <p>④【連結キャッシュ・フロー計算書】</p> <p>⑤【連結附属明細表】</p> <p>(2)【その他】</p> <p>2【財務諸表等】</p> <p>(1)【財務諸表】^(注)</p> <p>①【貸借対照表】</p> <p>②【損益計算書】</p> <p>③【株主資本等変動計算書】</p> <p>④【キャッシュ・フロー計算書】</p> <p>⑤【附属明細表】</p> <p>(2)【主な資産及び負債の内容】</p> <p>(3)【その他】</p> <p>第6【提出会社の株式事務の概要】</p> <p>第7【提出会社の参考情報】</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】(略)</p>
---	---

(注) 監査報告書の添付が必要とされている。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

三. 各規制の概要

1. 課徴金制度

開示書類の虚偽記載等に対するエンフォースメント（法の実現）の一手段として、金商法は課徴金の賦課制度を置いている（第 6 章の 2）。これは行政庁たる内閣総理大臣（及びその委任を受けた金融庁長官）の命令により、違反者に対して金銭の納付義務を課す行政上の措置であり、その制度趣旨は、経済的利得を剥奪することによって、違反行為の抑制を図ることにある。

2. 刑事罰

金商法は違反者に対する刑事罰を定め、懲役又は罰金を科すこととしている（第 8 章）。これは違反者に制裁を加えることによって違反行為の抑制を実現する趣旨であり、最も強力なエンフォースメントの手段といえる。

刑事罰の内容は、最高10年の懲役又は1,000万円の罰金（併科あり）であり、行為者（自然人）が法人等の役員等であって、その法人等の業務・財産等に関して特定の違反行為をした場合には、その行為者のみならず法人等にも罰金が科される（両罰規定）。

課徴金制度と刑事罰との関係について、法的には同一事件について課徴金を課し、更に刑事罰を科すことも可能である。もともと、課徴金制度は刑事罰を科すに至らない程度の違反行為を抑止するためのものとして導入されており、（証券取引等監視委員会の）実務上も、行為の悪性によって、刑事告発と課徴金の納付命令とを使い分けるといった運用がされている⁷。

図表2 課徴金・刑事罰一覧表（開示書類別）

	発行開示		継続開示	
書類 ^(注1)	有価証券届出書 発行登録書 発行登録追補書類	目論見書	有価証券報告書	四半期・半期・臨時報告書
課徴金	募集・売出価額総額 ×2.25% (株券等は×4.5%)	売出価額総額×2.25% (株券等は×4.5%)	600万円と 算定基準有価証券の 市場価額総額×0.006% のいずれか高い額	左記額×1/2
刑事罰	10年以下の懲役 若しくは 1,000万円以下の罰金 併科あり	6か月以下の懲役 若しくは 50万円以下の罰金 併科あり	10年以下の懲役 若しくは 1,000万円以下の罰金 併科あり ^(注2)	5年以下の懲役 若しくは 500万円以下の罰金 併科あり ^(注4)
両罰規定	7億円以下の罰金	50万円以下の罰金	7億円以下の罰金 ^(注3)	5億円以下の罰金 ^(注5)

(注1) 特に注記がない限り、各書類について参照書類、添付書類及び訂正書類（訂正届出書等）を含む。

(注2) (注3) 添付書類を除く。

(注4) (注5) 有価証券報告書の添付書類を含む。

(出所) 大和総研 P. 308 を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 民事責任

虚偽書類等に係る有価証券の取得者等、虚偽書類等により損害を受けた者から、当該書類の提出者等に対する損害賠償責任を定めるものである。立証責任の転換、損害額の推定及び時効等に関し、民法上の不法行為規定（709条以下）の特則が置かれている。

次回のレポートで解説する。

4. 行政処分⁸

監督官庁により課される処分であり、業務改善命令、業務停止命令及び登録・認可の取消し等の業者に対する規制や、書類の訂正命令、届出の効力停止命令及び氏名等の公表⁹等がある。

⁷ 神崎・志谷・川口 P. 588 注(10) 参照。

⁸ ここでいう「行政処分」には、行政訴訟で争うことができるもの（処分性が認められるもの）以外を含む。

⁹ 平成26年度金商法改正により導入された制度であり、インターネット等により違反者の氏名等を公表するものである（法192条の2）。この制度の趣旨は投資者保護にあり、制裁ではないとされているが、対象者に事実上の不利益が生じることは否定できない。

今回のレポートでは省略する。

四. 課徴金制度

1. 概要

課徴金制度は、対象者が違法に得た経済的利得を剥奪することによって、違反行為の抑制を図ることを制度趣旨とする行政上の措置であり、実務上、刑事罰に至らない程度の違法行為に対するエンフォースメントの手段として活用されていることが多い。

規制対象となる虚偽記載等の内容としては、「**重要な事項¹⁰の虚偽記載**」又は「**記載すべき重要な事項の欠如**」とされており、記載の欠如を対象とする点で刑事罰より対象範囲が広く、「**誤解を生じさせないために必要な重要な事実の欠如**」を対象としない点で民事責任より対象範囲が限定されている。

課徴金額については、制度の趣旨が経済的利得の剥奪にあることからすると、本来、違反者が実際に得た経済的利得相当額となるべきであるが、金商法は、一般的・抽象的に想定し得る経済的利得相当額を基準としつつ、具体的な算定方法に従って定型的に算出することとしている¹¹(したがって、違反者に実際に経済的利得が生じたかという個別的事情は勘案されない¹²)。

すなわち、発行開示の場合は募集若しくは売出総額の 2.25% (株券等¹³は 4.5%)、継続開示の場合は有価証券報告書であれば 600 万円若しくは有価証券の市場価額総額のいずれか高い額 (四半期・半期・臨時報告書はその半額) の課徴金が定められている (法 172 条の 2 第 1 項・2 項、172 条の 4 第 4 項・5 項)。

2. 各論

(1) 発行開示の場合

有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類 (各書類の参照書類、添付書類及び訂正書類を含む) については、重要な事項に虚偽の記載のある又は記載すべき重要な事項が欠如した書類 (虚偽書類等) を提出しそれに基づく募集により有価証券を取得させた場合、又はそれに基づく売出しにより発行者が所有する有価証券を売り付けた場合には、有価証券の発行者¹⁴

¹⁰ 「重要な事項」とは、一般的な投資者の視点から、投資者の合理的な投資判断にとって重要な要素となるかどうか、すなわち株価等の市場価格に相当な影響を与える蓋然性があるかどうかについて、客観的に判断される。松尾 P. 183 参照。

¹¹ その趣旨は、課徴金制度が行政上の措置であることから、恣意性を排除するため算定基準が明確であることが望ましく、また制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには、算定が容易であることが望ましいとされたためである。松尾 P. 645 参照。

¹² 平成 23 年度(判)第 25 号金融商品取引法違反審判事件決定 (<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121023-2.html>) 参照。なお、この決定の取消訴訟が提起されている (東京地判平成 26 年 2 月 14 日 (請求棄却)、東京高判平成 26 年 6 月 26 日 (控訴棄却))。

¹³ 株券、優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう (法 172 条 1 項 1 号・金融商品取引法施行令 (以下、施行令) 33 条の 5)。

¹⁴ 有価証券を発行しようとする者を含む (法 2 条 5 項)。以下同じ。

対して課徴金が課される（法 172 条の 2 第 1 項）。また、上記書類の提出に関与¹⁵し、それに基づく売出しにより、自己が所有する有価証券を売り付けた役員等¹⁶に対しても、課徴金が賦課される（法 172 条の 2 第 2 項）。

目論見書については、重要な事項に虚偽の記載のある又は記載すべき重要な事項が欠如した目論見書（虚偽等目論見書）を使用し、それに係る売出しにより発行者が所有する有価証券を売り付けた場合には、有価証券の発行者に対し課徴金が課される（法 172 条の 2 第 4 項）。また、虚偽等目論見書の作成に関与¹⁷し、それに基づく売出しにより、自己が所有する有価証券を売り付けた役員等に対しても、課徴金が課される（法 172 条の 2 第 5 項）。

課徴金は、違反行為により得られた経済的利得（虚偽表示等がない場合の本来の利得の上乗せ分）の剥奪を目的とする制度である。

したがって、有価証券の募集の場合に利得を得るのは、当該募集により資金を調達する当該有価証券の発行者と考えられるため、発行者に課徴金が賦課される。一方、売出しの場合に利得を得るのは、売出しに係る有価証券の所有者と考えられるため、当該有価証券の発行者又はその役員等が当該有価証券の所有者でもあった場合に限り、課徴金が賦課されることとなる。

また、次項で述べる継続開示の場合と異なり、発行開示において「有価証券を取得させたこと」が要件とされているのは、経済的利得相当額を基礎として課徴金額を算定するためである（したがって、取得者が有価証券を取得したことが、虚偽記載等によるものであること（虚偽表示等と取得との因果関係）は不要とされている）¹⁸。

課徴金額はいずれも募集又は売出価額の総額の 2.25%（株券等は 4.5%）である。

¹⁵ 「提出に関与」とは、当該書類が提出されることを前提として、作成から最後の到達までの過程のいずれかに関与することを意味し、取締役会における承認の過程における関与を含む。黒沼・太田 P. 522 参照。

¹⁶ 「役員等」とは、役員、代理人、使用人その他の従業者をいい、例えば発行者の従業員でない公認会計士はこれに含まれない。もっとも、そのような場合でも、開示書類の作成に必要な会計書類の基礎となるべき事実の隠ぺいがされ、その虚偽開示書類の作成に関して助言した場合等は、別途「特定関与者」としての課徴金の対象になりうる（法 172 条の 12）。その他、公認会計士法上の課徴金（公認会計士法 31 条の 2、34 条の 21 の 2）や、戒告等の行政処分（同法 30 条・29 条、34 条の 21）の対象となる。

¹⁷ 「作成に関与」については、「提出に関与」に準じて解釈される。黒沼・太田 P. 523 参照。

¹⁸ 前掲平成 23 年度(判)第 25 号金融商品取引法違反審判事件決定参照。

図表 3 - 1 課徴金—発行開示の場合

発行開示				
書類 ^(注1)	有価証券届出書 発行登録書 発行登録追補書類		目論見書	
記載内容	①重要な事項に虚偽の記載 又は ②記載すべき重要な事項の記載の欠如			
対象者	有価証券の発行者 § 172の2①	有価証券の発行者の役員等 § 172の2②	有価証券の発行者 § 172の2④	有価証券の発行者の役員等 § 172の2⑤
行為 ^(注2)	①虚偽書類等を提出し ②虚偽書類等に基づく募集により ③有価証券を取得させた 又は ①虚偽書類等を提出し ②虚偽書類等に基づく売出しにより ③発行者が所有する有価証券を売 り付けたこと	①虚偽書類等の提出に関与し ②虚偽書類等に基づく売出しに より ③役員等が所有する有価証券 を売り付けたこと	①虚偽等目論見書を使用し ②虚偽等目論見書に係る売出しに より ③発行者が所有する有価証券を 売り付けたこと	①虚偽等目論見書の作成に関与し ②虚偽等目論見書に係る売出しに より ③役員等が所有する有価証券を売 り付けたこと
主観的要件	無過失責任 ^(注3)	虚偽記載等の認識 ^(注4)	無過失責任 ^(注3)	虚偽記載等の認識 ^(注4)
金額 ^(注5)	募集・売価額総額×2.25% (株券等は×4.5%)		売価額総額×2.25% (株券等は×4.5%)	

(注1) 特に注記がない限り、各書類について参照書類、添付書類及び訂正書類（訂正届出書等）を含む。

(注2) 虚偽記載等と有価証券を取得させることとの間の因果関係は不要である。平成23年度(判)第25号金融商品取引法違反審判事件決定 (<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121023-2.html>)。

(注3) 虚偽記載等を発行者が認識しておらず、認識していなかったことに過失がない場合でも責任を負う。

(注4) 虚偽記載等を役員等が認識していたことが必要である。

(注5) 課徴金の額が1万円未満である場合には課徴金の納付を命じることができない（課徴金納付を命じない旨の決定がされる。法176条1項）。また1万円未満の端数については切り捨てとなる（同条2項）。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 継続開示の場合

有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書¹⁹及び臨時報告書（各書類の参照書類、添付書類及び訂正書類を含む）については、いずれも重要な事項に虚偽の記載のある又は記載すべき重要な事項が欠如した書類（虚偽書類等）を提出した場合に、有価証券の発行者に対して課徴金が課される（法172条の4第1項・2項）。発行開示の場合と異なり、虚偽書類等の提出自体が違反行為とされており、「有価証券を取得させたこと」は要件とされていない。

課徴金額は、有価証券報告書の場合は600万円又は算定基準有価証券²⁰の市場価額総額²¹の0.006%のいずれか高い額、四半期報告書、半期報告書及び臨時報告書の場合はその半額である²²。

¹⁹ これらの報告書については、内容の適正性を記載した確認書の提出が必要となる場合がある（法24条の4の2）。報告書に虚偽記載等があり、その内容を適正と記載した確認書を提出した場合、虚偽記載のある確認書を提出したことになるが、報告書について刑事罰の制裁を受けることから、確認書の提出については罰則の規定はない。神崎・志谷・川口P.579参照。

²⁰ 算定基準有価証券とは、株券、優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう（法172条の4第1項2号イ・施行令33条の5の2）。

²¹ 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下、課徴金府令）1条の3により算出される。例えば上場株式の有価証券報告書の場合、記載対象事業年度におけるいわゆる平均時価総額となる。

²² 有価証券報告書は、他の報告書と比較して記載対象事項が他の報告書と比較して広範であり、刑事罰（罰金）

図表 3 - 2 課徴金—継続開示の場合

	継続開示	
書類 ^(注1)	有価証券報告書 § 172の4①	四半期・半期・臨時報告書 § 172の4②
記載内容	①重要な事項に虚偽の記載 又は ②記載すべき重要な事項の記載の欠如	
対象者	有価証券の発行者	
行為	虚偽書類等の提出	
金額 ^(注2)	600万円 又は 算定基準有価証券の 市場価額総額×0.006% のいずれか高い額	左記額×1/2
その他	無過失責任 ^(注3)	

(注1) 特に注記がない限り、各書類について参照書類、添付書類及び訂正書類（訂正報告書）を含む。

(注2) 課徴金の額が1万円未満である場合には課徴金の納付を命じることができない（課徴金納付を命じない旨の決定がされる。法176条1項）。また1万円未満の端数については切り捨てとなる（同条2項）。なお、継続開示については、同一事件について罰金が科された場合の価額調整規定が設けられている（法185条の7第16項・185条の8第6項）。後述。

(注3) 虚偽記載等を発行者が認識しておらず、認識していなかったことに過失がない場合でも責任を負う。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 課徴金賦課手続

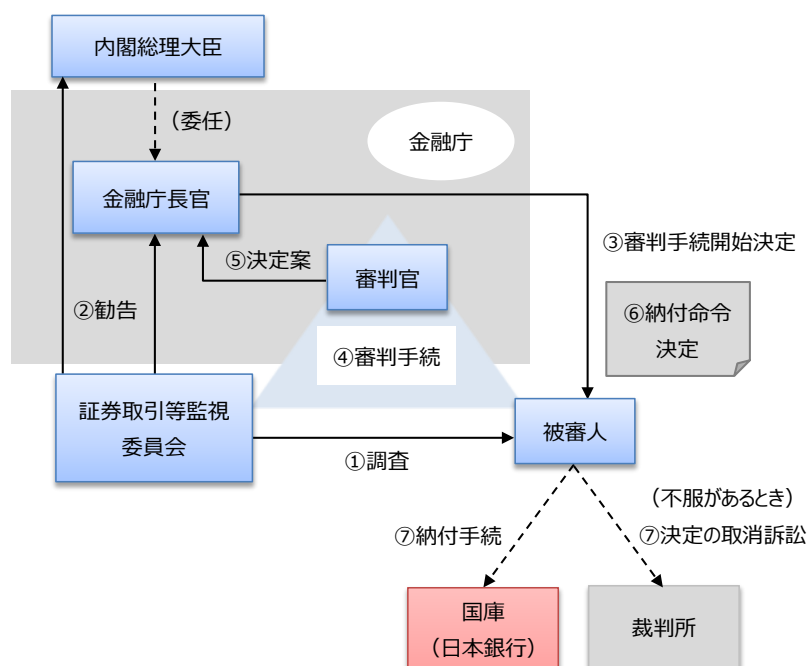
(1) 概要

課徴金の賦課手続の流れは、①証券取引等監視委員会による調査及び②勧告、③金融庁長官による審判手続開始決定、④審判手続、⑤審判官による決定案の作成及び提出、⑥金融庁長官による処分決定、⑦決定後の手続（課徴金の納付等）である。

上記は、大きく審判手続開始決定前の調査等の段階（①～③）、審判手続の段階（④～⑤）、審判に基づく決定の段階（⑥～⑦）に分類することができる。以下、各段階ごとに説明する。

も重いことから、このような差が設けられた。神崎・志谷・川口 P. 587 注(3)参照。

図表 4 - 1 課徴金賦課手続の流れ（課徴金納付命令決定の場合）



(出所) 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/02.html>) を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 第一段階：審判手続開始決定まで (①～③)

第一段階は、審判手続前の段階、すなわち審判開始決定に先立って違反事実の認定が行われる段階である。

始めに、開示書類の提出者等（被審人等）に対して、①証券取引等監視委員会による調査（法 26 条）²³が行われる。

調査の結果、違反事実が認められる場合には、委員会は内閣総理大臣及び金融庁長官に対して②勧告（金融庁設置法 20 条 1 項）²⁴を行う。

勧告を受けた金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ²⁵）は、違反事実があると認めるときは、③審判手続開始決定をしなければならない（法 178 条）²⁶。

この決定は、違反事実及び納付すべき課徴金額等を記載した審判手続開始決定書²⁷の謄本を

²³ 課徴金調査は、金融庁長官（内閣総理大臣より委任。法 194 条の 7 第 1 項）の委任を受けた証券取引等監視委員会が行う（同条の 7 第 3 項）。具体的な調査手段としては、縦覧書類の提出者、関係者及び参考人等に対する報告・資料の提出命令、帳簿書類等の検査等がある（法 26 条・194 条の 7 第 1 項・第 3 項）。

²⁴ このほか、委員会は内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対し、必要な施策についての建議（意見の上申）をすることができる（金融庁設置法 21 条）。

²⁵ 内閣総理大臣の権限は原則として金融庁長官に委任されている（法 194 条の 7 第 1 項）。

²⁶ 違反事実が認定される場合には開始決定をしなければならないが、この点に関して行政裁量の余地はないと解される。なお、虚偽記載等について、提出日（目論見書についてはそれに係る売出しの開始日）から起算して 5 年の除斥期間を経過した場合、開始決定ができない（178 条 7 項・8 項・11 項）。

²⁷ 決定書には、違反事実、納付すべき課徴金額及び課徴金額の計算の基礎等が記載される（課徴金府令 14 条 1 項）。

審判の対象者（以下、被審人）に送達することにより効力を生じ（法 179 条 3 項）、これにより審判手続が開始する。

なお、上記調査及び勧告はいずれも審判手続の法律上の要件ではないため、金融庁長官はそれらを経ないで審判手続開始決定をすることができる。もっとも、実務上、調査及び勧告を受けて決定が行われた事件が大半であることから²⁸、課徴金手続の開始に関しては証券取引等監視委員会がイニシアティブをとっているといえる²⁹。

図表 4-2 虚偽記載等に対する課徴金納付命令の勧告・決定件数（平成 28 年 2 月 29 日時点）

年度(平成) ^(注1)		24	25	26	27	累計(件)
勧告件数 (件)	発行開示	0	0	0	0	0
	継続開示	6	5	2	0	13
	両方	3	4	5	4	16
	合計	9	9	7 ^(注2)	4	29 ^(注2)
決定件数 (件)	発行開示	1 ^(注3)	0	0	0	1
	継続開示	6	5	2	0	13
	両方	1	4	6	4	15
	合計	8 ^(注4)	9 ^(注4)	8 ^{(注5)(注6)}	4 ^{(注4)(注7)}	29 ^{(注6)(注7)}

(注 1) 年度については、当年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日（但し平成 27 年度は平成 28 年 2 月 29 日まで）。

(注 2) 他に発行・継続開示以外の書類（大量保有・変更報告書）の虚偽記載についての勧告 1 件あり。

(注 3) 虚偽の記載のある継続開示書類を組込情報とする有価証券届出書に係る事実。

(注 4) いずれも前年度中の勧告に基づく決定 1 件を含む。

(注 5) 前年度及び前々年度中の勧告に基づく決定各 1 件を含む。

(注 6) 他に発行・継続開示以外の書類（大量保有・変更報告書）の虚偽記載についての決定 1 件あり。

(注 7) 他に公認会計士法に基づく課徴金納付命令決定 1 件あり。財務諸表の虚偽証明に関する平成 27 年度（判か）第 1 号公認会計士法違反審判事件（<http://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160122-4.html>）。

(出所) 証券取引等監視委員会事務局 P. 3、証券取引等監視委員会ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kaiji.htm>）及び金融庁ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05.html>）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 第二段階：審判手続³⁰及び決定案の作成・提出（④～⑤）

④審判手続に際しては、金融庁長官が当該事件を審問する審判官を指定し（法 180 条 2 項）³¹、被審人に通知する（課徴金府令 17 条）。

審判期日前に被審人が違反事実及び納付すべき課徴金額を認める旨の答弁書を提出した場合

²⁸ 松尾 P. 649 及び「図表 4-2 虚偽記載等に対する課徴金納付命令の勧告・決定件数（平成 28 年 2 月 29 日時点）」参照。

²⁹ もっとも、勧告自体は拘束力があるものではないから、勧告に反する決定（違反事実がない旨の決定）も当然可能であり、例えば目論見書の虚偽記載について違反事実がない旨の決定をした金融庁平成 22 年 6 月 25 日決定（<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100625-4.html>）がある。

³⁰ 争点・証拠の整理のため必要ときは、非公開の準備手続期日が設けられる（課徴金府令 30 条）。

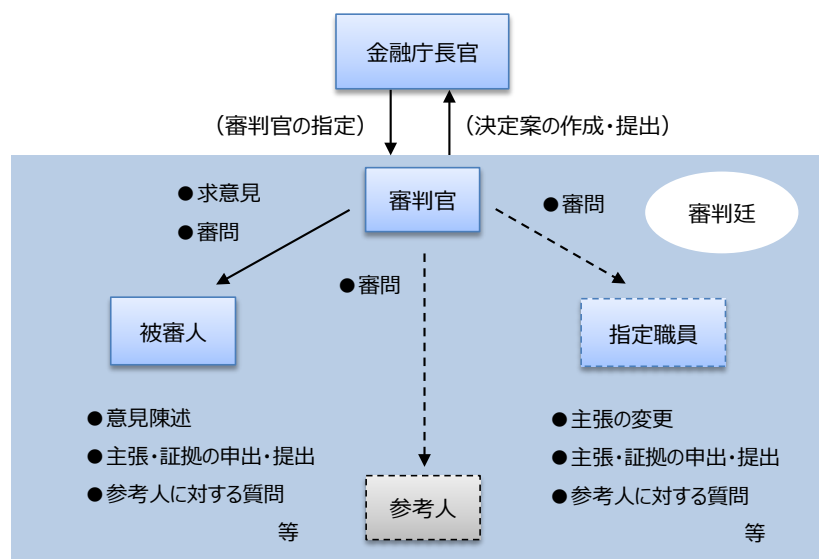
³¹ 審判手続の公平性・中立性確保の観点から、当該事件の調査に関与したことがある者は指定できないとされている（法 180 条 4 項）。

には期日³²を開く必要がないとされている（法 183 条 2 項）³³。この場合、期日での審問なしに審判手続開始決定書に記載された違反事実に基づき、⑥金融庁長官による処分の決定がされることになる。

一方、被審人が上記答弁書を提出しなかった場合には、審判期日が開かれる。審判は、原則として審判廷（金融庁内に設置）において公開で行われる（法 182 条、課徴金府令 18 条）。

審判廷は原則として被審人と審判官（原則として 3 名以上）のみで構成され、被審人に違反事実が認められるかについて、審判官が主体的に審理する。もともと、金融庁長官は、自ら指定する者（指定職員）³⁴に証拠の申出等の主張立証行為を行わせることができ（法 181 条 2 項・3 項）、その場合、実質的には裁判類似の構造（対審構造）に移行する。なお、被審人は弁護士等を代理人とすることができる（法 181 条 1 項）。

図表 4-3 審判手続



(注 1) 内閣総理大臣の権限は原則として金融庁長官に委任されている（法 194 条の 7 第 1 項）。

(注 2) 被審人は弁護士等を代理人とすることができる（法 181 条 1 項）。

(注 3) 指定職員は金融庁長官に指定された場合のみ、手続に参加する（法 181 条 2 項）。

(注 4) 審判官は原則として 3 名の合議体である（軽微な事件は 1 名。法 180 条 1 項）。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

期日において、被審人は意見陳述及び証拠書類・証拠物の提出を行うことができる（法 184 条 1 項、185 条の 3 第 1 項）。また、参考人が出頭している場合には、参考人に対して質問することができる（法 185 条 1 項）。

指定職員が参加する場合、当該職員が証拠の申出や主張の変更等、必要な行為を行う（法 181

³² 期日とは、裁判機関、当事者その他の訴訟関係人が一定の場所に集合して訴訟行為をなすべきものと定められた時間をいう。裁判所職員総合研修所 P. 105 参照。

³³ 開示規制違反事件のうち、審判期日が開かれた件数をみると、平成 18～27 年度は計 6 件、うち平成 25～27 年度では 0 件となっている（当年 4 月～翌年 3 月まで。但し平成 27 年度は 6 月 30 日まで）。証券取引等監視委員会事務局 P. 104 参照。

³⁴ 実務上は証券取引等監視委員会の職員が指定されることになる。松尾 P. 650 参照。

条 3 項・4 項)。参考人に対する質問もできる（課徴金府令 42 条）。

審判官は、被審人に対し意見陳述を求めることができ（法 184 条 2 項）、被審人（同 185 条の 2）に対する審問を行うほか、参考人に対する審問（同 185 条）等により、審理を行う。

審理の結果、金融庁長官の決定ができる状態に至ったときには審判手続が終結し（課徴金府令 60 条）、審判官は⑤決定案を作成し、金融庁長官に提出する（法 185 条の 6）。

（４）第三段階：処分の決定及び決定後の手続（⑥～⑦）

金融庁長官は審判官の決定案に基づき（法 185 条の 7 第 19 項）、被審人に対する⑥処分の決定を行う。決定の種類としては、以下の三つがある。

- ①課徴金納付命令決定^(注 1)（法 185 条の 7 第 1 項～17 項）
- ②違反事実がない旨の決定（法 185 条の 7 第 18 項前段）
- ③課徴金納付を命じない旨の決定^(注 2)（法 185 条の 7 第 18 項後段）

（注 1）違反事実が認定される場合には原則として納付命令決定をしなければならず、この点に関して行政裁量の余地はないと解される（法 185 条の 7 第 1 項）。

（注 2）違反事実ありと認定されたが、法令の規定により課徴金納付命令ができない場合に出される決定である。例えば、既決定と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類等について新決定をする場合で課徴金の合計額が一定額以下の場合（法 185 条の 7 第 7 項但書）、先行する罰金の確定裁判がある場合で課徴金の合計額が当該罰金額を超えない場合（同条の 7 第 16 項但書）等である。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

決定は、原則として被審人に決定書の謄本を送達することにより効力を生じる（法 185 条の 7 第 22 項）。

課徴金納付命令決定の場合、被審人は原則として決定書の謄本を発した日から 2 カ月以内に、⑦課徴金を国庫に納付³⁵しなければならない（法 176 条 3 項・185 条の 7 第 21 項）。被審人が納付期限までに任意に納付しない場合、督促手続（年率 14.5%の延滞金が徴収される。同 185 条の 14）を経て、強制執行の対象となる（同条の 15）。

決定に不服があるときは⑦取消訴訟のみにより争うことができ（違反事実を認める決定に限る）、これは決定の効力発生日から 30 日の不変期間内に提起する必要がある（法 185 条の 18）³⁶。

五．刑事罰

1．概要

金商法は、開示書類の虚偽記載等に対する最も強力なエンフォースメントとして、刑事罰の定めを置いている（第 8 章）³⁷。

³⁵ 国庫金出納事務を取り扱う日本銀行の口座に納付することになる（会計法 34 条）。

³⁶ これは行政事件訴訟法上の訴訟であるが、出訴期間が同法の規定（6 カ月）より大幅に短縮されている。これは審判手続による固やかつ慎重な事前手続を経ていることをふまえて、これを尊重する趣旨である。松尾 P. 650 参照。

³⁷ 刑事罰のほか、行政法上の秩序罰としての過料（最高 100 万円）の定めがある（法 207 条の 3～209 条）。

刑事罰は対象者の権利に対する最も強力な制限となることから、可能な限り限定的に用いられるべきである（刑罰の謙抑性）。従って、金商法も、課徴金や民事責任の場合と比較して、刑事罰が科される場合を限定している。

具体的には、開示書類の記載内容について、原則として「重要な事項の虚偽記載」がある場合に限定している（目論見書を除く）。また行為者の主観的要件として、いずれの場合においても行為者が違反事実（すなわち、虚偽記載等の事実）を認識していたことが必要とされており、過失による場合は処罰されない。

法人³⁸の代表者、代理人、使用人その他の従業員が、その法人等の業務・財産等に関して特定の違反行為をした場合には、行為者のみならずその法人も刑事罰の対象となる（両罰規定、法 207 条 1 項）³⁹。

2. 各論

（1）発行開示の場合

重要な事項に虚偽の記載のある有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類（各書類の参照書類、添付書類及び訂正書類を含む）を提出した者⁴⁰は、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金⁴¹又はこれらが併科される（法 197 条 1 項 1 号）。両罰規定に該当する場合、法人に対しても 7 億円以下の罰金が科される（法 207 条 1 項 1 号）。

目論見書の場合、有価証券の募集又は売出しのために虚偽の記載のある又は記載すべき内容が欠如している目論見書（虚偽等目論見書）を使用した者（法 13 条 4 項）について、6 カ月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又はこれらが併科される（同 205 条 1 号）。両罰規定に該当する場合、法人に対しても 50 万円以下の罰金が科される（法 207 条 1 項 4 号）⁴²。

（2）継続開示の場合

重要な事項に虚偽の記載のある有価証券報告書（添付書類を除く）を提出した者は、有価証券届出書等の場合と同様に 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこれらが併科される（法 197 条 1 項 1 号）。両罰規定に該当する場合、法人に対しても 7 億円以下の罰金が科される（法 207 条 1 項 1 号）。

四半期報告書、半期報告書、臨時報告書及び有価証券報告書の添付書類については、重要な

³⁸ 法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

³⁹ 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員が、その法人の業務・財産等に関して違反行為をした場合に限る。すなわち、例えば法人の従業員でない公認会計士が虚偽記載に関与した場合には、それによっては法人自体が処罰対象となるわけではない。

⁴⁰ 「提出した者」とは、取締役会における承認者等を含む。また、例えば虚偽書類等の作成に関与した公認会計士等については、当該書類を「提出した者」の共犯として処罰の対象となりうる（刑法 65 条 1 項）。長島・大野・常松法律事務所編 P. 398 参照。

⁴¹ 刑の下限は、懲役については原則 1 カ月（刑法 12 条 1 項）、罰金については原則 1 万円である（同法 15 条）。

⁴² 他の書類と異なり、対象となる虚偽記載に重要性の限定がなく、記載すべき内容の欠如の場合も含まれるため、処罰の対象が広く規定されているが、罰則内容は懲役・罰金共に 20 分の 1 と、格段に軽減されている。

事項に虚偽の記載のある書類（虚偽書類）を提出した者に5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらが併科される（法197条の2第6号）。両罰規定に該当する場合、法人に対しても5億円以下の罰金が科される（法207条1項2号）。

図表5 刑事罰

	発行開示		継続開示	
書類 ^(注1)	有価証券届出書 発行登録書 発行登録追補書類	目論見書	有価証券報告書 ^(注2)	四半期・半期・臨時報告書 有価証券報告書の添付書類
記載内容	重要な事項に虚偽の記載	虚偽の記載 若しくは 記載すべき内容の欠如	重要な事項に虚偽の記載	
対象者	提出者	使用者	提出者	
行為 ^(注3)	虚偽書類の提出	虚偽等目論見書の使用	虚偽書類の提出	
刑事罰	10年以下の懲役 若しくは 1,000万円以下の罰金 併科あり § 197① I	6か月以下の懲役 若しくは 50万円以下の罰金 併科あり § 205 I	10年以下の懲役 若しくは 1,000万円以下の罰金 併科あり § 197① I	5年以下の懲役 若しくは 500万円以下の罰金 併科あり § 197② VI
両罰規定	7億円以下の罰金 § 207① I	50万円以下の罰金 § 207① VI	7億円以下の罰金 § 207① I	5億円以下の罰金 § 207① II

(注1) 特に注記がない限り、各書類について参照書類、添付書類及び訂正書類（訂正届出書等）を含む。

(注2) 添付書類を除く。

(注3) いずれも違反事実について行為者が認識していること（故意）が必要である。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 犯則調査及び告発

開示書類の虚偽記載等については、犯則事件に該当し（法210条1項・施行令45条1号・2号・9号）、証券取引等監視委員会による犯則調査の対象となる。

委員会の職員は、任意調査として出頭、質問、物件の検査・領置、団体照会をすることができるほか（法210条）、更に裁判官の許可状を得て強制調査としての臨検、搜索、差押えができるとされており（同211条）、警察官に比する強力な調査権限を与えられている。

犯則調査の結果、犯則の心証を得たときは、委員会は告発を行わなければならない⁴³（法226条1項）、検察官の起訴によって刑事裁判手続に移行する。

⁴³ 告発は、書面又は口頭により、検察官又は司法警察員に対してする必要がある（刑事訴訟法241条1項）。なお、虚偽記載等に係る告発件数をみると、平成24年度及び25年度は各0件、平成26年度及び27年度は各2件となっている（平成28年2月末現在）。証券取引等監視委員会のウェブサイトを参照（http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_joukyou.htm）。

六. 課徴金制度の調整規定

1. 複数の課徴金賦課

(1) 概要

前述の通り、課徴金制度の趣旨が経済的利得の剥奪にあることからすれば、形式的に複数の違反行為が認定できる場合でも、経済的利得が同一と考えられる場合には、複数の課徴金を課す必要はない。

そのため、金商法は継続開示書類（訂正報告書を除く⁴⁴⁾の場合に限り、複数の課徴金賦課に該当する事実が認められる場合に、課徴金納付命令決定の金額を調整する制度を設けている（法 187 条の 7 第 6 項・7 項）。

以下、同一の記載対象事業年度に係る 2 以上の継続開示書類について決定をする場合（法 185 条の 7 第 6 項）を「同時決定」、既決定に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について新決定をする場合（同条の 7 第 7 項）を「異時決定」という。

図表 6-1 調整規定—複数の課徴金賦課

	同時決定 ^(注1) § 185の7⑥		異時決定 ^(注2) § 185の7⑦	
書類 ^(注3)	継続開示書類(訂正報告書を除く)			
	有価証券報告書	四半期・半期・臨時報告書	有価証券報告書	四半期・半期・臨時報告書
基礎となる 数値	①個別決定ごとの算出額 ^(注4) の合計額		①既決定及び新決定についてア～ウのうちの最高額 ア. 個別決定ごとの算出額の合計額	
			イ. 個別決定ごとの算出額 ^(注5) の最高額	ウ. 個別決定ごとの算出額 ^(注6) の最高額×2
	②ア～イのうちの最高額		②既決定の課徴金の合計額	
ア. 個別決定ごとの算出額 ^(注5) の最高額	イ. 個別決定ごとの算出額 ^(注6) の最高額×2			
①>②の とき ^(注7)	各個別決定につき以下を計算して加算 $\frac{\text{②の金額} \times \text{個別決定ごとの算出額}}{\text{①の金額}}$		新決定につき以下を計算 $\frac{(\text{①の金額} - \text{②の金額}) \times \text{新決定の個別決定ごとの算出額}}{\text{①アの金額}}$	
①≤② のとき	調整なし		新決定について課徴金納付命令決定ができない	

(注 1) 同一の記載対象事業年度に係る 2 以上の継続開示書類について決定をする場合。

(注 2) 既決定に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について新決定をする場合。

(注 3) 各書類について参照書類、添付書類を含む。

(注 4) 法 172 条の 4 第 1 項・2 項に基づき算出。

(注 5) 法 172 条の 4 第 1 項に基づき算出。

(注 6) 法 172 条の 4 第 2 項に基づき算出。

(注 7) 計算した額に 1 円未満の端数があるときは切り捨てとなる（法 185 条の 7 第 30 項）。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

⁴⁴ 訂正報告書については、その虚偽により、当初の開示書類に係る虚偽が解消されたとの偽りの外形が新たに作出されることが想定されるため、調整の対象外とするのが適当である。池田他 P. 401-402 参照。

(2) 同時決定の場合

例えば、同一事業年度において、内容に虚偽のある財務諸表を記載した四半期報告書が提出され、その後更にその四半期報告書を基にした有価証券報告書が提出された場合、理論上は2つの違反事実につき2つの決定がされることになる。

この場合、①各書類についての決定（個別決定）ごとの算出額の合計額と、②各算出額の最高額（四半期・半期・臨時報告書の場合は最高額の2倍）のうちの最高額を基礎として、①が②を超える場合に限り、各決定の金額が調整される（図表6-1を参照）。

上記の例で、仮に課徴金の算出額が四半期報告書について300万円、有価証券報告書について600万円となる場合、①は600万円+300万円=900万円、②は600万円であり、①が②を超えるため、金額が調整される。調整後の課徴金額は、四半期報告書については600万円×(300万円/900万円)=200万円、有価証券報告書については600万円×(600万円/900万円)=400万円となる（合計600万円）。

(3) 異時決定の場合

例えば、内容に虚偽のある財務諸表を記載した四半期報告書が提出され、それに対する課徴金賦課命令決定が確定した後、同一事業年度において虚偽のある有価証券報告書が提出された場合に、その有価証券報告書に対して新たに決定をする場合の調整規定である。

この場合、①個別決定ごとの算出額の合計額及び各算出額の最高額（四半期・半期・臨時報告書の場合は最高額の2倍）のうちの最高額と、②既決定の課徴金の合計額を基礎として、①が②を超える場合には、新決定の金額が調整される（図表6-1を参照）。

上記の例で、仮に課徴金の算出額が四半期報告書について200万円（既決定）、有価証券報告書について600万円（新決定）となる場合、①は600万円+200万円=800万円、②は200万円であり、①が②を超えるため、金額が調整される。調整後の有価証券報告書の課徴金の額は(800万円-200万円)×(600万円/800万円)=450万円となる。

①が②を超えない場合には、新決定について課徴金納付命令決定をすることができない（課徴金納付を命じない旨の決定がされる。法185条の7第7項但書・第18項後段）。

2. 早期申告による減算

金商法は、開示書類の虚偽記載等を含む特定の違反行為につき、違反者が当局の処分（決定のための報告・資料提出命令、検査等）が行われる前に違反事実を報告した場合には、課徴金を半額に減算する制度を設けている（法187条の7第14項）。その趣旨は、違反者自身による違反行為発見の体制構築を促すことに求められる。

減算を受けるためには、違反者が、当局の処分（決定のための報告・資料提出命令及び検査等、法26条1項に定める処分）の前に、証券取引等監視委員会に対して、当該違反事実につい

での「課徴金の減額に係る報告書」⁴⁵を提出していることが必要である（課徴金府令 61 条の 7・別紙様式）。

複数の違反行為がある場合、減算を受けられるのは、直近の違反行為に係る額に限られる。

3. 再度の違反による加算

金商法は、違反行為者が過去 5 年以内に金商法上の課徴金納付命令決定又は課徴金納付を命じない旨の決定（違反事実を認定した場合に限る）を受けている場合には、課徴金を 1.5 倍に加算する制度を設けている（法 185 条の 7 第 15 項）。過去の決定に係る違反行為の類型に限定はない。

その趣旨は、違反行為を繰り返したものは、1 回目に課した課徴金の水準では抑止が不十分であると推認できること、違反行為を認識しつつ違反行為をしていると推認できること等から、より強い抑止が必要と考えられることに求められる⁴⁶。

図表 6-2 調整規定—減算及び加算

	早期申告による減算 § 185 の 7 ^⑭	再度の違反による加算 § 185 の 7 ^⑮
書類 ^(注1)	発行開示書類・継続開示書類・目論見書	
要件	①開示書類の虚偽記載等 ^(注2) について発行者による報告 ^(注3) があること ②①の報告が、資料等の提出命令・帳簿書類等の検査等 ^(注4) の前 ^(注5) になされたこと	①発行者又は役員等が、開示書類の虚偽記載等 ^(注2) について課徴金納付命令決定 ^(注6) 又は課徴金納付を命じない旨の決定 ^{(注6)(注7)} を受けていたこと ②①の決定が、発行・継続開示書類の提出日又は目論見書に基づく売出開始日から遡って5年以内になされたこと
金額 ^(注8)	課徴金 × 0.5 ^(注9)	課徴金 × 1.5

(注 1) 各書類について参照書類、添付書類及び訂正書類（訂正届出書等）を含む。

(注 2) ここでいう「虚偽記載等」とは、重要な事項の虚偽記載又は記載すべき重要な事項の記載の欠如をいう。

(注 3) 証券取引等監視委員会に対する減算報告書の提出が必要である（課徴金府令 61 条の 7・別紙様式）。

(注 4) 法 26 条 1 項に定める処分をいう。

(注 5) 減算報告書を郵送の方法により提出した場合、原則としてその発送日時を提出日時とみなす（課徴金府令 61 条の 7 第 2 項）。

(注 6) 取消しの訴えが提起されている場合はその確定がある場合に限る。

(注 7) 違反事実ありと認定されたが、法令の規定により課徴金納付命令ができない場合に出される決定をいう（法 185 条の 7 第 18 項後段）。

(注 8) 計算した額に 1 円未満の端数があるときは切り捨てとなる（法 185 条の 7 第 30 項）。

(注 9) 複数の違反行為がある場合、直近の違反行為に係る額に限る。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

⁴⁵ 手続の詳細については同委員会のサイトを参照 (<http://www.fsa.go.jp/sesc/kachoukin/tetuduki.htm>)。

⁴⁶ 池田他 P. 402-403 参照。

4. 罰金との調整⁴⁷

金商法は、課徴金と刑事罰たる罰金とが併用される場合に、課徴金の額を調整する制度を設けている。この規定は、課徴金と罰金とは違法行為の抑止という意味では同等の効果があることから、両者の調整規定を設けることが必要であるという立法政策によるものである⁴⁸。

図表 6-3 調整規定—罰金との調整

	罰金→課徴金決定 § 185の7 ¹⁶	課徴金決定→罰金 § 185の8 ⁶
書類 ^(注1)	継続開示書類	
①課徴金の合計額 > 罰金額 ^(注2)	課徴金決定につき以下を計算 $\frac{(\text{課徴金の合計額} - \text{罰金額}) \times \text{決定ごとの算出額}}{\text{決定ごとの算出額の合計額}}$ ^(注3)	
②課徴金の合計額 ≤ 罰金額	課徴金納付命令決定ができない	調整なし

(注1) 各書類について参照書類、添付書類及び訂正書類（訂正報告書）を含む。

(注2) 計算した額に1円未満の端数があるときは切り捨てとなる（法 185 条の 7 第 30 項・185 条の 8 第 12 項）。

(注3) 決定が一つの場合、調整後の課徴金は単純に当該決定に係る課徴金額から罰金額を控除した額となる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

調整前の課徴金の合計額が罰金額を超える場合（図表 6-3 の①）には、課徴金額から罰金額を控除した金額を基礎として、計算式に従い課徴金額が調整される。

そのうち罰金の確定裁判が先行した場合については、調整後の金額による課徴金納付命令決定がされる（法 185 条の 7 第 16 項・課徴金府令 61 条の 8）。

一方、課徴金納付命令決定が先行した場合については、当該決定に係る調整前の課徴金額について、調整後の金額に変更する旨の決定がされる（法 185 条の 8 第 6 項・課徴金府令 61 条の 9）。この場合、先行する課徴金納付命令決定の効力の停止命令が出される（法 185 条の 8 第 1 項）。また、既に課徴金を納付している場合には、納付金額と調整後の課徴金額との差額が還付される（課徴金府令 62 条 4 項）。

⁴⁷ このほか、相場操縦・インサイダー取引等の場合に課される没収・追徴（法 198 条の 2）との調整規定がある（法 185 条の 7 第 17 項）。

⁴⁸ 松尾 P. 657。課徴金と刑事罰との関係については、二重処罰の禁止（憲法 39 条後段）との間でも議論があるところである。刑事罰たる罰金と行政上の制裁の併科について、いずれも二重処罰の禁止に反しないとした例として、最判昭和 33 年 4 月 30 日法人税額更正決定取消等請求事件（追徴税）、最判平成 10 年 10 月 13 日審決取消請求事件（独占禁止法に基づく課徴金）。私見としては、課徴金制度の趣旨は違反行為の抑止である一方、刑事罰の趣旨は制裁であって、両制度はその趣旨を異にするから、基本的には二重処罰の禁止には該当しないが、金額が経済的利得の剥奪として想定される額を大きく超えるなど、課徴金が実質的に制裁の趣旨を含むといえる場合には、二重処罰に抵触するおそれが生じると考える。また、塩野 P. 245 も参照。

調整前の課徴金の合計額が罰金額を超えない場合（図表6－3の②）には、罰金が先行した場合については課徴金納付命令決定をすることができない（課徴金納付を命じない旨の決定がされる。法185条の7第16項但書・第18項後段）。

課徴金納付命令決定が先行した場合については、課徴金額の調整はされず、当初の決定金額通りの課徴金が賦課されることになる。

なお、（証券取引等監視委員会の）実務上は違反行為の悪性によって、刑事告発と課徴金の納付命令とを使い分けるといふ運用がされており⁴⁹、同一事件について両方の手続が進められる例は稀である⁵⁰。

※参考文献

- ・池田唯一他「逐条解説 2008 年金融商品取引法改正」（商事法務、2008 年）
- ・神崎克郎・志谷匡史・川口恭弘「金融商品取引法」（青林書院、2012 年）
- ・黒沼悦郎・太田洋「論点体系金融商品取引法 2」（第一法規、2014 年）
- ・裁判所職員総合研修所「民事訴訟法講義案一再訂補訂版一」（司法協会、2010 年）
- ・塩野宏「行政法 I [第 5 版]行政法総論」（有斐閣、2009 年）
- ・証券取引等監視委員会事務局「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」（2015 年）
- ・大和総研「金融・証券ビジネスパーソンのための金融商品取引法ガイダンス」（2010 年、中央経済社）
- ・長島・大野・常松法律事務所編「アドバンス金融商品取引法 [第 2 版]」（商事法務、2014 年）
- ・松尾直彦「金融商品取引法 [第 3 版]」（商事法務、2014 年）

⁴⁹ 神崎・志谷・川口 P.588 注(10)参照。

⁵⁰ 例外的に、課徴金納付命令の決定及び刑事事件としての起訴の両方の手続が行われた例として、平成 24 年度(判)第 1 号金融商品取引法違反審判事件決定 (<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-3.html>)・東京地裁平成 25 年 7 月 3 日判決及び東京地裁平成 26 年 12 月 8 日判決がある。